

古文書倶楽部

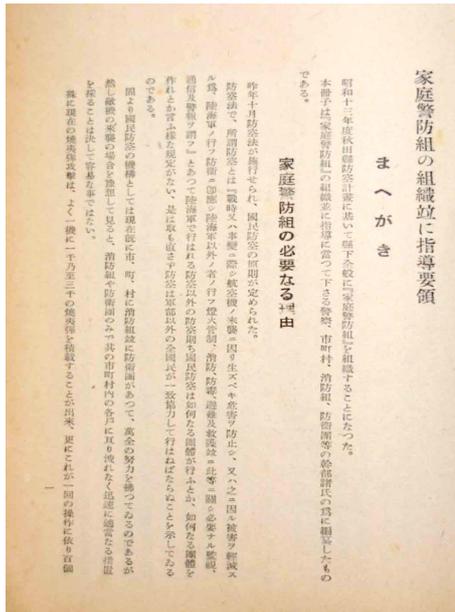
【発行】
秋田県公文書館
2008.9
第24号

公文書館講座九月・十月の御案内です。古文書解読コースは十月七日(火)「平元貞治と佐藤時之助」(加藤民夫)。アーカイブズコースは九月二十六日(金)「映像の記録」県政映画「誕生」(柴田知彰)。お申し込み受付中。

今月のおすすめ史料

家庭警防組の組織並に指導の要領

(山崎文庫「史類雑書収録」山203)



一頁写真。冒頭に家庭警防組の必要性が書かれている

(2008年9月) 第24号 古文書倶楽部

山崎文庫「史類雑書収録」をめくると、秋田藩の政治史に関わる古文書の翻刻文に混じって、昭和十三年(一九三八)に秋田県警察部が作成した「家庭警防組の組織並に指導の要領」という十六ページの小冊子が挟まっています。

これを開くと、焼夷弾による空襲を想定しての防火対策が記されています。

焼夷弾は恐ろしいものではない。

防護担任者は余り薄着でない程度の服装で足袋か靴でも穿いていれば、少々火沫が来ても何の心配もなく落ち着いて延焼防止に当たればよろしい。

口焼夷弾は消火することができない。

八砂は焼夷弾から周囲に延焼するのを、一時的に防止する効果がある。

二引火性の物は処置しておくこと。

警戒警報と同時に引火しやすい物は、なるべく適当な場所に移し、ぬれたムシロの類で覆っておくことが肝要である。

ホ天井板の丈夫な家屋の処置。

天井裏に焼夷弾が止まると延焼を防止することは困難となる。ゆえに天井を破壊する道具を設けておけば良いと思う。

へ焼夷弾処置の最も効果ある法

焼夷弾が落下したら、すかさず手近の布団類の物をかぶせて、その小爆発による火沫の飛散を防ぎ、その上周囲を水浸しにするのである。

この処置さえ取れたら、焼夷弾による火災はまず心配ないと言ってよいのである。

この小冊子が作成された三年後に太平洋戦争が始まり、ここにある防火対策では対処しきれないくらいの焼夷弾による攻撃を受けます。

そもそも「家庭警防組の組織並に指導の要領」が作成された根拠は、昭和十二年十月に施行された「防空法」にあります。この時期「防空法」が制定されたのは、戦争の一つの形態として一般市民が巻き添えとなる都市空襲が考えられ、対策を講じる必要があったからです。

空襲を受けた場合、一般市民も消火活動を行わなければならない。そのためには、日頃から空襲に備えて組織づくりを行う必要がある。こうした内務省の意図から「防空法」が制定されました。そして「防空法」に基づき、全国でバケツ・リレーによる消火訓練が行われました。

つまり「家庭警防組の組織並に指導の要領」は「防空法」に従って市民を消火訓練に従事させるマニュアルで、県下の警察、市町村、消防組、防衛団の幹部に配付されました。

この要領を見ると、太平洋戦争開戦前に、内務省から指示を受けた秋田県警が、焼夷弾攻撃の惨禍からどのように県民を守るうとしたのかを知ることができます。

(畑中康博)

「武士の日記」を読んでみる
侍大将二而江戸在番萬控

(東山文庫 AH312 79)

この日記は、秋田藩士の須田内記盛徳が、嘉永七年(一八五四)三月九日から五月十四日にかけて江戸で書いたものです。

日記の書かれる前年の嘉永六年六月三日、アメリカのペリーが江戸湾に現れ、幕府に開国を求めた事件が起こりました。そして翌嘉永七年一月十六日、ペリーは幕府からの回答を求めて再度江戸湾に現れました。結果として幕府は日米和親条約を結ぶことになるのですが、幕府は万一の戦争に備え、各藩の江戸藩邸に小規模な部隊を常駐しておくよう指示しました。これを受けた秋田藩では、国元で須田内記を侍大将に任じ、江戸へ登らせました。

従って須田の日記は、時代が鎖国から開国へと変わる転換期に居合わせた秋田藩士の日記と言えます。この時須田は三十七歳。若き侍大将として、意欲満々で江戸に登ったことでしょう。

ところがです。日記を見ると藩邸の軍事指揮権は江戸家老の佐藤源右衛門が握っており、須田内記が口出しできない状態であったことが分かります。四月十八日条の軍事訓練の記事では、佐藤源右衛門に次のように言われたとあります。

屋形様も御幼年二付、御出馬等之節拙者は武者奉行、御手前様八侍大将、右両人屋形様之

御左右二罷在指揮致候故、拙者御同様之御勤形り二御座候。依之品々追々御相談も可致拙者一体之指揮致候迄二候。

同じ日の日記に須田内記は「我儀は侍大将二て御先手計り之指揮致候儀二八無之御旗本一体之指揮我へ被仰付候」はずなのに、つまり自分は先手衆ばかりでなく、全軍の指揮をするはずなのに、とこぼしています。

結局、須田内記は侍大将として十分に活躍することなく、五月十六日江戸を発ちました。一方、須田に軍事指揮権を与えなかった佐藤源右衛門は、日記の書かれた翌安政二年(一八五五)、政争に敗れ家老を失脚しています。(畑中康博)

公文書館企画展

武士の日記を読む

後期展示は、十月二十四日(金)から十一月二十日(木)です。午前十時～午後五時。会場は二階特別展示室。お楽しみに

古文書こぼれ話

外交書簡のうらおもて

幕末期になると諸藩同士はもとより、朝廷や幕府との政治交渉が盛んになります。秋田藩の場合、慶応四年(一八六八)五月八日、新庄から脱出して久保田に到着した奥羽鎮撫軍副総督

沢為量への対応が重要な外交問題になりました。秋田藩の基本方針は、周辺諸藩の総攻撃を恐れ、沢副総督に京都へ帰るよう進言することでした。その際、藩から沢の側近に説得を試みるための書簡が出されたと考えられます。その草稿と見なされる史料が当館に二点あります。

大幅な添削の対象とされた草稿には、「弊藩之儀八脚遠ニて世態二疎く古風の兵隊が主力で、恥ずかしながら庄内での戦いでも敗北した次第です、と自藩の弱点を率直に述べて帰還を進言しています。(AS212・1515)

これに対して、添削した上で送付した書簡の控えと見られる草稿では、藩首脳部の修正意見が明確に示されています。そこでは「勅命遵奉之外他念無之候得八」と朝廷への忠誠を全面に押し立てつつも、官軍の人数も甚だ手薄な現在では、諸藩の軍勢を迎え撃つて勝利を導く見込みはないと主張します。(AS212・1511)それゆえ、一旦帰京されて、再び機会をみて鎮圧に乗り出してください、と柔らかな表現で締めくくっています。

外交においては、相手の状況を無視して一方的に刺激的な文面で説得することはできません。相手の気持ちをくみ取り、できるだけ柔らかな表現で自藩の意志を貫くことが肝要だったので、沢副総督は秋田藩の窮状を察して、五月十日に久保田を離れ、北に向かったのです。

(加藤民夫)